



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 条 例

○秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(五〇・議員提出).....2

この号で公布された  
条例のあらまし

◇秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五〇号)

1 議会運営委員会の委員の定数(現行一〇人)を一五人以内において議会の議決で定めることとした。

2 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

## 条 例

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第五十号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例（昭和三十二年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「十人とする」を「十五人以内において議会の議決で定める」に改める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の秋田県議会委員会条例第四条第一項又は第五条第二項の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員として選任されている者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の秋田県議会委員会条例第四条第一項又は第五条第二項の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員として選任されたものとみなす。

発 行 者 秋 田 県

印 刷 所

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsuhara-insu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄